

令和5年度
宍粟市誕生祝い品企画製作業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

本実施要領は、宍粟市健康福祉部社会福祉課において、宍粟市誕生祝い品企画製作業務（以下「本業務」という。）の受託候補者を公募型プロポーザル「以下「プロポーザル」という。」方式により選定する手続きについて、必要な事項を定めるものである。

2 業務内容に関する事項

(1) 事業の目的

宍粟市では、健やかな子どもの成長や豊かな人間性を育むために、木育の一環として木製玩具を新生児に贈呈している。

現在贈呈している誕生祝い品は、令和元年度から配布している「宍粟の箱庭」（宍粟の人や自然を模った木製玩具を小さな木箱に収めたもの）の1種類であり、第2子以降には異なるものを望む声があることから、新たに2点を追加選定する計画としている。

本業務は、新たな誕生祝い品を決定するために木製玩具のデザイン等の企画提案を募るものであり、採用決定した木製玩具は令和6年度以降の誕生祝い品として市が購入し新生児に配布する。

(2) 件名

宍粟市誕生祝い品企画製作業務

(3) 業務内容

別紙「宍粟市誕生祝い品企画製作業務仕様書」（以下「仕様書」という。）を参照のこと。

(4) 事業規模（契約上限額）

単価契約 玩具1品あたり5,500円（消費税額及び地方消費税額を含む）

※本業務の契約締結にかかる上限額であり、予定価格についてはこの範囲内で別途算定する。

(5) 契約期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

(6) 履行場所

健康福祉部社会福祉課内

(7) その他

本業務に係る詳細事項については、別紙仕様書に定めるものとする。

3 契約に関する事項

(1) 契約の方法

単年度契約

宍粟市契約規則の規定に基づき、契約を締結する。契約内容は受託者と協議のうえ、仕様書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、提出書類の記載内容に虚偽の内容があった場合や、各

種法令違反等により社会通念上契約の相手方として不相当であると認められる場合は、契約締結をしないことがあるほか、宍粟市指名停止基準に基づく停止措置を講じることがある。また、発注者が被った損害について、賠償請求を行うことがある。

(2) 代金の支払

業務完了後、発注者の検査を経て、受託者の請求に基づき支払うこととする。

(3) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受託事業者が「宍粟市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱」に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約を解除することがある。

4 参加資格等

次に掲げる要件をすべて満たすこと。

ア 宍粟市内において木工製品の製造を行っている事業者であって、宍粟市入札参加資格者名簿に登載されている者で、市内物品(一般)・役務「G. 文化生活用品・学校教材」内の「3. 玩具、娯楽用品」に登録している者であること。

ただし、参加申請書提出期限までに登録完了した者も可とする。

イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。

ウ 公募開始日から契約締結の日までの期間において、宍粟市指名停止基準に基づく停止措置を受けていないこと。また、国及び都道府県の指名停止基準に基づく指名停止についても受けていないこと。

エ 破産法(平成16年法律第75号)の規定により破産の申立てがなされていないこと。

オ 所得税、法人税、消費税及び宍粟市に納入義務があるもの等について滞納していないこと。

カ 宍粟市暴力団排除推進条例第2条第1項第3号、第4号に該当しない者であること。

キ 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく更生手続き又は再生手続きを行っている者でないこと。

5 スケジュール

事項	予定日	備考
公募開始(市HP掲載)	令和5年9月4日(月)	
質問受付期限	令和5年9月15日(金) 午後5時必着	
質問に対する回答	令和5年9月22日(金) 午後5時以降	市公式ホームページ
参加申請書提出期限	令和5年9月29日(金) 午後5時必着	
参加資格審査結果通知	令和5年10月4日(水)	
製品見本等の提出期限	令和5年12月8日(金) 午後5時必着	
審査	令和5年12月15日(金)	
結果通知	令和5年12月22日(金)	
認定検査	令和5年12月22日(金) ～令和6年3月31日(日)	
契約の締結	令和6年4月1日(月)	

6 参加申込に関する事項

(1) 受付期限

令和5年9月29日（金）午後5時（必着）

ただし、持参による場合は、土曜、日曜、祝日を除く午前9時～午後5時

(2) 提出方法

郵送、持参、電子メールのいずれかによる。郵送での提出は、配達までの送達過程の記録が確認できる簡易書留等によること。提出先は下記11参照。

(3) 提出書類

公募型プロポーザル参加申請書（様式2）

(4) 提出部数

1部

(5) 参加資格決定通知

すべての参加申請者に対し、令和5年10月6日（金）（予定）までに、様式2に記載された担当者メールアドレスあてに通知する。

7 質問の受付・回答

(1) 受付期限

令和5年9月15日（金）午後5時（必着）

(2) 提出方法

「質問書」（様式1）に記載し、下記11の提出先まで提出すること。持参のほか郵送、FAX、電子メールによる提出を可とするが、送付後は必ず電話確認を行うこと。電話確認を行わなかった場合は、質問に回答できないことがある。

※電子メールによる提出の場合は、「件名」を明記すること。

※電話や来訪による口頭での質問は一切受け付けない。

(3) 回答

受け付けた質問事項に対する回答は、令和5年9月22日（金）午後5時以降、ホームページに掲載する。個別には回答しない。

質問した業者名は公表しない。質問受付締切り後は、仕様書の内容その他審査に影響を与える質問には一切回答しない。

8 製品見本等の提出

(1) 提出期限

令和5年12月8日（金）午後5時（必着）

ただし、持参による場合は、土曜、日曜、祝日を除く午前9時～午後5時

(2) 提出方法

持参または郵送による。提出先は下記11参照。

ただし、郵送での提出は、配達までの送達過程の記録が確認できるゆうパック等によること。

(3) 提出物

- ア 公募型プロポーザル資料送付書（様式3）
- イ 製品調書（様式4）
- ウ 物品見積書（様式5）
- エ 業務体制表（様式6）
- オ 製品見本（完成型、収納木箱を含む。）

(4) 提出数

- 各1部（品）
- ただし、製品見本は、積み木1品と積み木以外の木製玩具1品の計2品までとする。

(5) 製品見本について

- ア 製品見本は、仕様書の内容を踏まえ製作した完成型の製品を提出すること。
- イ 専用木箱等を製作し、製品を収納した形で提出すること。なお、木箱への収納が難しい場合は、専用布袋による提案も可能とする。

(6) その他の注意事項

- ア 提出物について、この書面及び仕様書に示された条件に適合しない場合は、無効とすることがある。
- イ 製品見本の提出は、1者につき2品までとする。（積み木を1品、積み木以外の木製玩具を1品）
- ウ 製品見本等の提出後に本市の判断で補足資料の提出を求められることがある。

9 選定に関する事項

企画提案の審査については、評価者による審査を行ったうえ、発注者において候補者を決定する。審査は非公開とし、審査内容についての質問や異議は一切受け付けない。

(1) 審査

- ア 評価者
本業務における受託候補者の特定は、本業務プロポーザル審査委員会が審査を行う。
- イ 企画提案の評価
提案の内容について、事務局で定めた審査項目を評価基準に基づき数値化して採点し、玩具ごとの合計点数により選定する。
- ウ 合計点数の高い順に2品を選定し、それらの提案者を業務受託候補者とする。
- エ プロポーザル審査における最低基準点を満点の60%とし、評価が基準点を満たす場合のみ、当該応募者を業務受託候補者とする。なお、評価点が基準点に満たない場合は失格とし、プロポーザル参加者が1者のみの場合も同様とする。
- オ 審査の評価点が同点の場合は、見積価格が低い提案者を上位とする。さらに、見積価格も同額の場合は当該応募者にくじを引かせて落札者を決定する。
- カ 事務局で定めた審査項目及び評価基準に基づき項目ごとに数値化して採点し、合計点数により評価する。
- キ 選考結果は、すべての参加申請者に対して通知する。
- ク 選考結果に関する問合せには、一切応じないものとする。
- ケ 辞退する場合は、速やかに辞退書（様式7）を市に提出すること。

(2) 審査における評価項目及び配点

本業務における評価項目及び配点は、別紙のとおりとする。

(3) 選定結果の通知

ア 選定委員会による選定終了後、宍粟市ホームページにて公表するとともに、参加者全員に文書による通知を行う。

なお、本プロポーザルにおける事後公表の範囲は、次のとおりとする。

- ① 最終審査を行った企画提案者の名称（五十音順）
- ② 優先交渉権者の名称
- ③ 企画提案者の評価点（優先交渉権者及びその他の提案者（合計点の高い順に、A者、B者等とアルファベット表記する。なお、参加者が2者の場合は、次点者の評価点は公表しない。））

下の者については評価点数のみとする。（応募者名は公表しない。）

イ 選定結果についての異議申し立ては一切受け付けないものとする。

ウ 受託候補者に特定された者以外の者は、非特定理由について上記アの通知日の翌日から起算して7日以内（土・日曜日、祝日を除く）に書面（任意様式）により、市長に説明を求めることができる。なお、非特定理由については、当該応募者の非特定理由、及び評価項目ごとの評価点を文書により回答することとする。

(4) 契約

特定された受託候補者と、製品の仕様や納期等についての協議を行ったうえで、契約に係る協議を行い、速やかに契約を締結する。

なお、契約に係る協議により、受託候補者と契約できない場合は、次点者と契約について協議するものとする。

10 その他注意事項

- (1) 製品見本及び関係書類の作成、提出に係る一切の費用は、応募者の負担とする。また、原則、提出物は返却しない。
- (2) 提出物は、このプロポーザルの審査以外には使用しない。
- (3) 提出物は、選定手続きに必要な範囲において複製することがある。
- (4) 提出後における提出物の差し替えや再提出は認めない。
- (5) 参加申請後に参加を辞退する場合は、速やかに辞退書（様式7）により、市に提出すること。
- (6) 業務受託者が、契約に違反したとき又は履行が不完全であったときは、契約期間中であっても契約を解除することがある。
- (7) 無効となるプロポーザル
 - ア 参加資格要件を満たしていない場合
 - イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
 - ウ 実施要領等で示された提出期日、提出場所、提出方法、留意事項等の条件に適合しないものの提出があった場合
 - エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
 - オ 本プロポーザル業務の内容に関して、選定委員会の委員と接触があった場合

(8) 失格となるプロポーザル

- ア 提案内容の如何に関わらず、契約上限額を超えた見積の場合
- イ 審査基準で設定する基準点を下回った場合

(9) 個人情報保護

業務を行うにあたって個人情報を取り扱う場合には、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及び毀損の防止その他個人情報の保護に努めること。

(10) 守秘義務

受託者等（本件業務に直接、間接を問わず関わる全ての者）は、本業務に関し、関係書類作成のため市から入手した資料等及び業務上知り得た秘密を第三者に漏えいや開示をしてはならない。また、原則として、本業務の遂行以外の目的に使用してはならない。これらのことは、本業務終了後においても同様とする。ただし、書面により事前に相手方の同意を得た場合等については、この限りではない。

(11) 著作権

提出物の著作権は、応募者に帰属する。ただし、市は本業務に関する報告、公表等のために必要な場合には、応募者の承諾を得ずに提出物の内容を無償で使用できるものとする。

11 提出先、問合せ先

〒671-2573 兵庫県宍粟市山崎町今宿5番地15 北庁舎4階
宍粟市健康福祉部社会福祉課児童福祉係
電話：0790-63-3067
FAX：0790-63-3140
電子メール：jidofukushi-kk@city.shiso.lg.jp

別紙 宍粟市誕生祝い品企画製作業務 評価項目及び配点

	審査項目		審査の視点	配点
審査項目	1	技術者体制	・本業務に従事する技術者体制が整備されているか	10点
	2	見積価格	・見積金額は妥当か	10点
	3	業務の理解度	・業務の目的やコンセプトを理解した製品となっているか	10点
	4	素材の活用	・素材を活かしたデザインとなっているか	10点
	5	構成力	・全体とのバランスが考慮された製品となっているか	10点
	6	独創性・発展性	・独創的、発展性があるか ・子どもの成長にも対応できる工夫がなされているか	10点
	7	安全性	・安全性が配慮されているか	10点
	8	耐久性	・長期的な使用が想定されているか	10点
	9	質感	・子どもの手になじむ製品となっているか	10点
	10	全体印象	・全体（収納木箱等を含む）を通して、誕生祝い品として相応しい製品となっているか	10点

※最低基準点を満点の60%とし、下回る者は失格とする。